

## 第15回大垣市景観遺産審議会 会議録

<p><b>日時</b>：平成26年5月28日（水） 9時55分から12時05分まで</p> <p><b>場所</b>：大垣市役所 本庁舎2階 第1会議室</p> <p><b>議題</b>：大垣市景観遺産及び景観自慢の指定について ほか</p> <p><b>出席委員</b>（敬称略）</p> <p style="padding-left: 20px;">溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 隆雄、杉原 重明、森川 賢治 <span style="float: right;">【計5名】</span></p> <p><b>市及び事務局</b></p> <p style="padding-left: 20px;">田中 裕（都市計画部長）</p> <p style="padding-left: 20px;">北村 弘司（都市計画課長）</p> <p style="padding-left: 20px;">渡部 直樹（都市計画課主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">加藤 重徳（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">森本早由里（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 元（文化振興課主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">臼井 みか（文化振興課文化財保護・活用推進グループ） <span style="float: right;">【計7名】</span></p>	
事務局	<p>（開始時刻 9：55）</p> <p>※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p>※都市計画部長あいさつ（略）</p> <p>＜議事進行については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。＞</p>
会長	<p>※本日の審議会は、大垣市景観遺産の指定に関する審議となり、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、前回と同様に非公開とすることを報告</p> <p>※議事録署名者として森川委員を指名</p> <p>※議案として、平成26年4月30日付けで諮問された「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について」及び「大垣市景観遺産の指定の解除について」の2件を議題とすることを報告</p> <p>※事務局に対し、議事（2）①「景観遺産・景観自慢の候補物件について」の説明を要請</p>

事務局	<p>※景観遺産・景観自慢の候補物件について【資料3】により説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募状況を説明</li> <li>・応募物件一覧を基に、諮問物件計18件（新規物件4件／再審査物件14件）について、プロジェクターを使用して順次紹介</li> </ul>
会長	<p>新規の4物件については、景観自慢ではなく、景観遺産としての募集をかけたということによろしいですか。</p>
事務局	<p>景観遺産として募集いたしました。</p>
会長	<p>議論の前提として、今回の再審査物件14件をどういう基準で対象としたのかを確認したいのですが。</p>
事務局	<p>再審査物件を選定した基準については、【資料4】に記載があります。</p>
会長	<p>※事務局に対し、議事（2）②「景観遺産・景観自慢の指定基準について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※景観遺産、景観自慢の指定基準について【資料4】により説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定基準の考え方（意匠性・郷土性・表象性・規範性・親和性）、選考基準、詳細基準、指定の流れの説明</li> <li>・再審査物件の取扱いについて説明</li> </ul>
会長	<p>景観遺産と景観自慢の違いとして、所有者の同意が得られなかった場合、景観遺産の場合は予備登録物件となり、景観自慢の場合は除外となるという違いがありますね。</p> <p>景観自慢に関しては、前回の審議会でも議論となりましたが、<b>【個人情報等に関する発言のため非公開】</b>の現地審査の中で、地元の熱意があるけれども、表象性、意匠性で顕著とまではいえないこと、市内にも類似のものがあることから景観遺産としては物足りないということがありました。</p> <p>そこで、景観遺産を下支えする制度として景観自慢を作ってはどうかという議論となり、地域性、郷土性にウエイトを置いて、景観遺産の対象外となった物件を拾うという趣旨と理解しております。</p>

<p>会 長</p>	<p>景観自慢についても、せっかく導入した制度なので、対象となる物件については積極的に指定していくという必要があると思います。</p> <p>本日の審議会で候補物件の点数付けをするのではなく、改めて次回以後の審議会で詳細に議論して、最終的に新たな景観遺産、景観自慢の指定をしていくということで、本日は、次回以後の審議のための整理をするという進め方でよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>新規の4物件については、基本的に現地を確認するというところでよろしいでしょうか。過去には現地確認をしないこともあったと記憶していますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>過去の審議の中で、応募物件が多かったときには、事前に現地確認をする物件の絞込みを行っていただきましたが、前回の選考では全物件を現地確認していただいております。</p>
<p>会 長</p>	<p>大垣城のように周知の物件については、現地確認が不要でしょうが、周知の物件でも水門川のように景観遺産の範囲をどこまでにするかを判断するには現地確認が必要と思われます。</p> <p>また、選考基準による判断とともに、過去に景観遺産に指定されている類似の物件との照らし合わせも必要になっていくと思われます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、新規の4物件について、1件ずつ物件を確認してまいりたいと思います。</p> <p>※以下各物件についての主な意見</p> <p>【新規物件1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に指定された景観遺産の中では、林町のクスノキが類似の物件と考えられる。この木の場所はどこになるのか。 (委員)</li> <li>・興文小学校の敷地内で、公道から見える位置にある。 (事務局)</li> <li>・クスノキが大垣市の木となったのはいつか。また、この木は小学校ができた段階で植えられたのか。(委員)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クスノキが市の木に指定されたのは昭和 48 年で、木が植えられたのはそれ以前である。(事務局)</li> </ul> <p>【新規物件 2 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本堂は鉄筋コンクリートだが、脇の建物は歴史がある。(事務局)</li> <li>• お祭りのときには、この建物から俵を落とし、中のものを奪い合う。(委員)</li> <li>• 地元の方にとっては象徴的な場所。(委員)</li> </ul> <p>【新規物件 3 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 周辺の環境は、現地で確認すべき事項。かやぶき屋根の建物が残っている。なぜ今までに応募がなかったか不思議である。(委員)</li> <li>• この建物に類似のものとしては、「大橋家住宅」などが景観遺産に指定されている。(委員)</li> </ul> <p>【新規物件 4 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関ヶ原の合戦で、徳川家康の初本陣が張られた勝山の東側のふもとからみあげる位置に境内がある。(委員)</li> <li>• 単体として指定するか、お勝山全体として指定するかが議論となる。(委員)</li> <li>• 景観的な視点をどこに置くか、指定基準に照らしてどうかを現地で確認する必要がある。(委員)</li> <li>• 過去の審査で、指定の名称を変更したことはあるか。(委員)</li> <li>• 審査の結果、指定の時点で名称を変更することはある。(事務局)</li> </ul> <p>会 長            それでは、再審査の 14 物件についても、同様に 1 件ずつ物件を確認してまいりたいと思います。</p> <p>事務局            再審査物件については、鈴木委員以外は一度現地確認をさせていただいております。審査のために再度現地を確認する必要があるかどうかの選定をしていただければと思います。</p> <p>会 長            今までの議論を再確認し、欠けている部分があれば鈴木委員に補っていただければと。</p>
--	---

※以後再審査物件14件について、過去の審議の内容確認と、疑問点について意見交換を行った。

※以下各物件についての主な意見

【再審査物件1について】

- ため池単体とするか、ため池群とするか、それともマンボとため池をセットとするかが議論となる。(委員)
- 水路の一部にマンボがある。マンボとため池との間にかなり距離がある。(委員)
- マンボは土木遺産として興味がある。(委員)
- いい印象を持ったが、景観としては特筆すべきものではなかった。歴史的な背景があれば景観遺産として指定されるだろうが、前回の議論ではそこまでのものではなかったと記憶している。(委員)
- 青墓地区にもため池がある。(委員)
- 水が得難い地域で、ため池が点在していて、水確保の歴史と現在の景観がリンクできれば景観遺産となりうる。(委員)
- ため池はいくつかあり、単体で指定するとなぜこの場所だけ指定されるのかという議論になる。ため池のみを指定する何らかの理由付けが必要と思われる。(委員)
- 参考資料の小学校だよりの中にため池とマンボについて記載されていることから、地域の活動とリンクしており、親和性が高いと認められる(委員)
- 応募時の名称から名称を変更することは可能である。(事務局)
- 非常に興味深いので、再度現地確認する必要があると思う。そのためには、ため池とマンボの数について、事務局で事前に情報整理してほしい。(委員)
- 是非再度確認したい。(委員)

【再審査物件2について】

- ・ 前回の審査では、景観的には弱いという印象を持った。  
（委員）
- ・ 歴史的な価値はあるが、景観遺産としては難しいと思う。  
（委員）
- ・ 景観遺産とするなら、美濃路と一体で指定するのが望ましい。  
（委員）
- ・ 改めての現地確認は不要。（全委員）

【再審査物件3について】

- ・ 単独での指定は厳しい、群での指定について議論した記憶がある。  
（委員）
- ・ 八幡神社（墨俣）も同格である。（委員）
- ・ 改めての現地確認は不要。（全委員）

【再審査物件4について】

- ・ 建築年代はいつごろかがわからないか。（委員）
- ・ 施工主の思いはどうだろうか。（委員）
- ・ 改めての現地確認は不要。（全委員）

【再審査物件5について】

- ・ 公道から見えないため、景観としての位置付けが弱い。文化財としては価値がある。（委員）
- ・ 敷地の中に入れてもらえないのではないかと。（委員）
- ・ 建造物としての評価は高いが、特別な機会がないと見ることができない。また、現状では文化財指定は難しいと認識している。（文化振興課）
- ・ 改めての現地確認は不要。（全委員）

【再審査物件6について】

- ・ 市重要文化財（建造物）として指定の物件である。
- ・ 平成になってから改修されたが、万全の改修ではない。  
（以上文化振興課）
- ・ 改めての現地確認は不要。（全委員）

【再審査物件7について】

- ・ 地元の方の取り組み状況は変わらないか。（委員）
- ・ 地元で保存され、活用されている。（事務局）

- 郷土性の高い物件として認識している。(委員)
- 改めての現地確認調査は不要(全委員)

【再審査物件8について】

- 同じ年代の橋が市内にあるかどうか問題となった。(委員)
- 市章が入った橋として、「蛭雪橋」が景観遺産に指定されている。(事務局)
- 無名橋であるという認識だが。(委員)
- 県の記録には「本町橋」という名称が残っている。(事務局)
- もう少し東にも同じような橋がある。ただし、こちらの橋は砲弾に見えなくはないが、本町橋ほど形が明らかではない。(委員)
- 御影石の構造で、戦意高揚のシンボルとして位置づけられたのではないか。(委員)
- 改めての現地確認は不要。(全委員)

【再審査物件9について】

- 景観遺産に至る社叢かどうか争点となったと記憶している。(委員)
- 建築時期 1470 年頃というのは、神社そのものが創建された時期。(委員)
- 改めての現地確認は不要。(全委員)

【再審査物件10について】

- 所有者の意向が問題となりそうな物件であり、マイナスの歴史を背負っていると、所有者によってはいまさら明らかにしたくないという意見もある。(委員)
- 現地を見たときは、第三者的な風情がまだ残っているか、薄れているかが判断材料となり、景観遺産には難しかったと記憶している。(委員)
- 素材は申し分ないので、所有者の意向次第によるのではないか。また、同種の物件とのバランスをどう考えるかが問題となる。(委員)
- 個別のものか、群かが議論となる。(委員)
- 改めての現地調査は不要。(全委員)

【再審査物件 1 1 について】

- 前回の調査では最も委員の意見が分かれた物件。歴史的な側面と、盗難防止とはいえ石仏をコンクリートで固めていることが景観的にどうなのかということで評価が分かれたと認識している。(委員)
- 市の史跡である。(文化振興課)
- 改めての現地調査は不要。(全委員)

【再審査物件 1 2 について】

- 応募のあった物件は 1 件だけだが、周辺にも同様の物件があり、単体では厳しいが、周辺の建築物を含める、群での審査が適当ではないかという議論と認識している。(委員)
- 格子にべんがらは残っていなかった。(委員)
- 周辺の物件も手直しをされておらず、べんがらの赤がはっきりと残っていないため、群でも厳しいのではないか。(委員)
- 改めての現地調査は不要(全委員)

【再審査物件 1 3 について】

- 山奥にこれだけの土木工事がされている。歴史がわからないことが不思議である。(委員)
- 歴史的な背景があれば、文化的景観として指定となりうる。(委員)
- 地元でも存在は認識しているが、いつごろ、どういう経緯で作られたかがはっきりしない。(委員)
- 情報がはっきりしないという状況は、現在からは変わっていない。改めての現地確認は不要。(全委員)

【再審査物件 1 4 について】

- 復旧工事が進められている現在では、時期尚早である。(委員)
- 状況は変わらない。また、復旧工事も今年度までかかる。(事務局)
- 現在は石積みできる職人がいないのではないか。石を積める職人がいれば、保全できると思うが、将来的にはどうなるか。(委員)



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石積みできる職人が外から来て作業したのでないか。だから再審査物件13についても地域としては謂われなどが残っていないのではないか。(委員)</li> <li>・前回から状況は変わっていないので、改めての現地調査は不要(全委員)</li> </ul>
<p>会 長</p>	<p>物件をひとつお確認したうえで、ここまでの審議を整理いたしますと、今後の景観遺産・景観自慢の審査の進め方としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①指定基準は資料4のとおりとする。</li> <li>②新規の物件については、すべて現地で確認調査する。</li> <li>③再審査の物件については、おおむね今まで現地確認してきた内容と変わらず、評価付けに影響がある物件はないが、再審査物件1については、もう少し地域の広がりをもたせて、再度現地調査する。</li> </ol> <p>とすることで、よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは委員の皆さま、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>※事務局に対し、議事(3)「大垣市景観遺産の指定の解除について」の説明を要請</p>
<p>事務局</p>	<p>※景観遺産指定解除候補物件について【資料5】により説明。 ・「船町湊跡と奥の細道むすびの地」が文化財保護法に基づき、平成26年3月18日に国の名勝に指定されたことによる指定解除。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。 制度設定のときに、国の文化財の指定などほかの形で価値が担保される物件については、指定を解除する方針を定めているので、「船町湊跡と奥の細道むすびの地」については、原案のとおり、よい意味で、景観遺産の指定を解除するということがよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>

会 長	ありがとうございました。
会 長	※事務局に対し、その他報告事項についての説明を要請
事務局	<p>※その他報告事項について【資料6】により説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・現地確認調査の日程調整</li> <li>・景観遺産トランプ・パンフレットの作成</li> <li>・景観遺産・四季の里アプリの紹介</li> <li>・おおがき景観フォトコンテストの実施</li> </ul>
会 長	<p>それでは、次回の現地調査については、7月3日に実施することといたします。時間などの詳細については、事務局側で調整をよろしく願います。</p> <p>その他、何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
会 長	それでは、本日予定されている議案は以上でございます。事務局にお返しします。
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(終了時刻 12:05)</p>
配布資料 一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大垣市景観遺産審議会委員名簿 【資料1】</li> <li>・(写) 諮問書 【資料2】</li> <li>・大垣市景観遺産・景観自慢候補物件一覧 【資料3】</li> <li>・大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準(案) 【資料4】</li> <li>・大垣市景観遺産・景観自慢解除候補物件 【資料5】</li> <li>・今後のスケジュール 【資料6】</li> </ul>

※資料3には個人に関する情報等が含まれているため、非公開としています。